

観光資源としての文化財の可能性

～愛知県常滑市「廻船問屋瀧田家」を対象とした検証(1)～

Possibilities of Cultural Asset as a Tourism Resource —An Examination Focusing on “Takita Family Residence (Old Shipping Owners)” in Tokoname City, Aichi—

林 大策

Daisaku Hayashi

Abstract

Various tangible cultural assets kept by local municipalities are acknowledged to have considerable potentials as tourism resources. For over a decade, the Japanese government’s tourism policy has encouraged active utilization of cultural assets as tourism tools. Due to the recent financial crunches experienced by municipal governments, however, even the maintenance and management of “cultural assets” have been increasingly unaffordable. Therefore, “utilization of cultural assets as tourism resources”, and “private utilization” in particular, are urgently required. This paper focuses on a cultural asset in Tokoname City, Aichi, to discuss its possibilities as a tourism asset.

はじめに

日本政府は、1963年に施行した「観光基本法」を全面改正して、「観光立国推進基本法」として2007年1月に施行した。

この法律では、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置づけ、観光を総合的かつ計画的に推進するため、「観光立国推進基本計画」の作成を盛り込んだ。基本的な施策としては、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化および観光振興のための人材育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備に必要な施策を講ずることとしている。

また、観光立国の実現に関する施策の基本理念として、地域における創意工夫をいかした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続的な発展を通じて、国内外から観光旅行を促進することが、将来にもわたる豊かな国民生活の実現のために、特に重要であるという認識を示した。そして、2008年10月には、国土交通省に新たな外局として「観光庁」が設置されて、組織的な強化も図られた¹。

しかし、現在、「観光立国推進基本計画」の重要な施策のひとつである訪日外国人誘客促進は、COVID-19の世界的拡大によりストップしたままだ。日本政府が「観光立国推進基本計画」の

改訂時に掲げた訪日外国人観光客数の目標は、2020年に4000万人、2030年に6000万人である。2019年に3188万人と、2020年の目標到達の一手手前までは、順調に進んでいたが、この先の数年間にわたり、インバウンドの不透明な状況が続くことは間違いない。

しかしながら、COVID-19が終息に向かえば、2030年の6000万人という目標達成の可能性がなくなったとは言い切れない。日本の持つ観光資源や訪日客の大きな市場であるアジア各国の経済成長、そして、今後、人口の増加が最も大きいと予測されているムスリムの人たちが、日本近隣のインドネシア始め、東南アジアに多いからだ。COVID-19以前は、訪日外国人観光客が、東京、大阪、京都に集中して「オーバーツーリズム」という事態も問題化した。現状、観光産業は、壊滅的な打撃を受けており、厳しい環境は続くであろう。しかし、特に、地方は、COVID-19後を見据えて、外国人観光客の受け入れ態勢の充実と地域資源の発掘、観光活用に動きださなければいけない。

また、日本人の旅行においても、COVID-19の拡大以降、海外、遠方への旅行が自粛機運となったが、株式会社星野リゾートの星野佳路社長が、近隣や県境を跨がない近場の観光を示す「マイクロツーリズム」を提唱し、近隣観光、県内観光の認識が広がった。改めて、地域は、足元の観光資源の磨き上げの必要性が問われている。そもそも、「観光」とは、その地の「光」を見ることである。本論文では、地域の「光」の中でも、地域の財産である「文化財」に注目して、その観光活用の可能性について検証したい。

アトキンソン(2014)は、イギリスで2009年におこなわれた調査の結果として、「文化財」を中心としたイギリスの観光経済は、年間235億ポンド（日本円で2兆1080億円）にものぼり、その中の39.5%が海外からの観光客によるものと推定されていることを示して、日本の観光ビジネスで最も遅れているのは「文化財」の観光活用であると指摘している²。

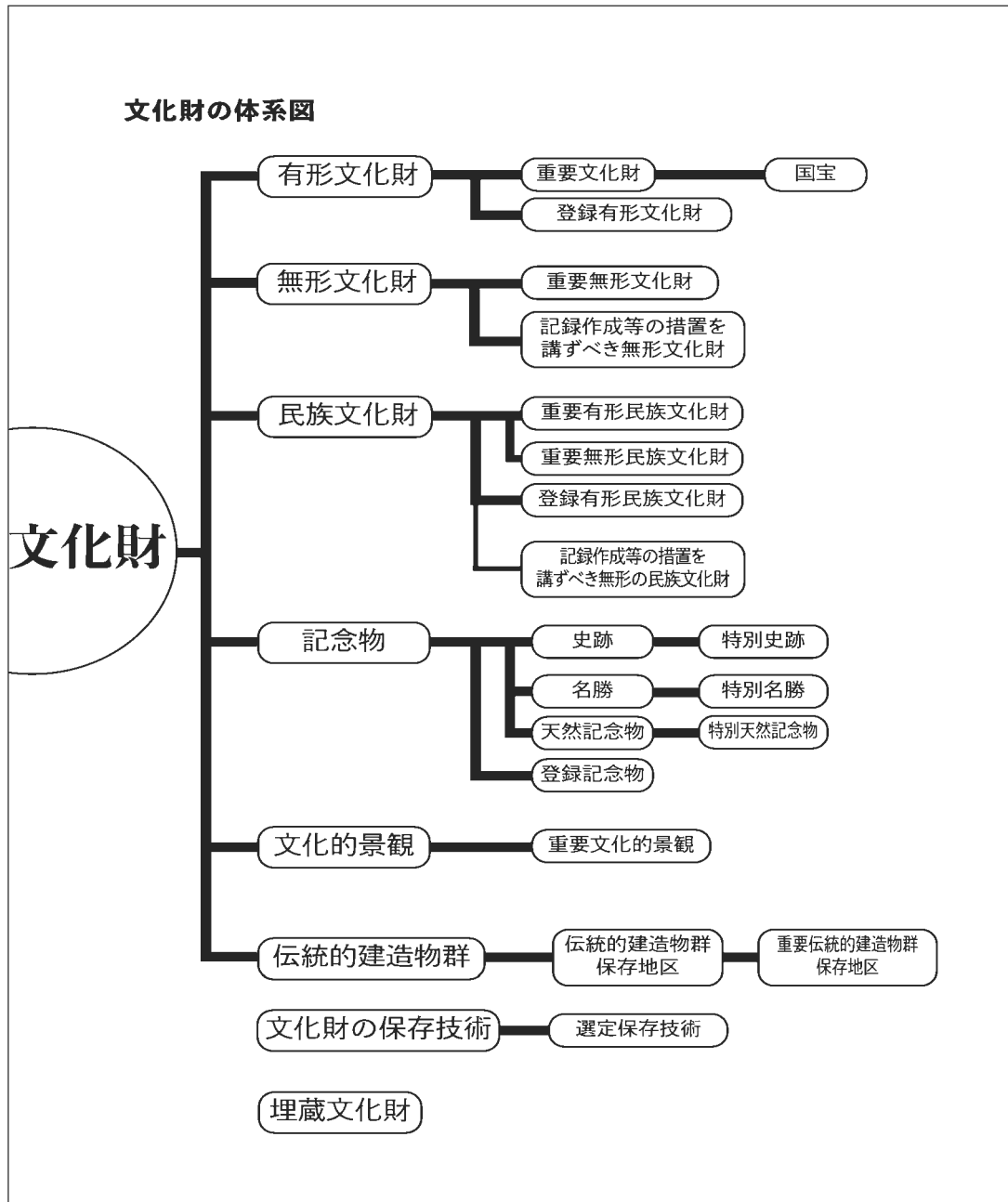
わが国の観光施策において「文化財」の観光活用は、10年以上前から提唱されているものの、近年、行政の財政逼迫により「文化財」の保守・管理さえも厳しい状況となりつつある。そのため、「文化財の民間活用」、特に、「観光活用」の検討は急務である。ここでは、まず、文化財を取り巻く歴史と社会環境について整理したうえで、筆者自身が、管理・運営に関わる愛知県常滑市の指定有形文化財「廻船問屋瀧田家」の観光活用の可能性について検証する。

1. 文化財を取り巻く社会環境の変化

1.1 文化財とは

文化財とは、我が国の長い歴史の中で、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産である。歴史的な建造物や遺構はもちろんのこと、各地方に伝承されている祭りや、伝統的行事、慣習といったもの、また、その地域で、歴史や文化が重なりあって蓄積されたことによって形成されたまちなみや、自然の条件のなかでできあがった景観など多様なものが含まれる³。

文化庁は、文化財の種類的主要なものを6つの類型に分類して例示し、各類型に含めた文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型で総称している(図1)。また、国は、「文化財保護法」に基づき、重要なものを国宝、重要文化財、天然記念物などに「指定」「選定」「登録」して、現状変更などについて一定の制限を課すとともに、保存修理や公開整備を補助して、「保存」と「活用」のための措置を講じている。



(図1) 文化財保護法の体系図(文化庁)をもとに筆者が作成

1.2 文化財保護に関する法整備

日本の文化財保護に関する法制度は、昭和 25 年(1950 年)に制定された「文化財保護法」によって定められている。戦後の混乱のなか、昭和 24 年の法隆寺金堂の火災による金堂壁画の焼失により、国民の文化財保護への意識が高まったことが法整備のきっかけである。

戦前に遡れば、明治維新後の文明開化により、伝統的なもの、慣習を排除する風潮となった。特に、明治初期の社寺領の国への返還（社寺領上知令）により、文化財保護の担い手が、経済的に困窮して、古い建造物や仏像などの危機を招いた。また、昭和初期の経済・政情不安のなかで、旧大名家の宝物などが、国内外に散逸していった。これらを防ぐために、「史跡名勝天然記念物保護法」(1919 年)、「国宝保存法」(1929 年)、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」(1933 年)等が制定された。「文化財保護法」は、これらの諸制度を包含する統一法で、広範な「文化財」を一括して保護の対象とする法制度は、世界でも類を見ないものである⁴。

「文化財保護法」は、第 1 条で法律の目的を次のように規定している。

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

法律が目的とするのは、国の法律制度としての文化財の保存と活用である。その目標は、国民の文化的向上と世界文化の進歩に貢献することに置かれており、文化財を保存するだけでなく、できるだけ国民に公開することによって、地域文化の向上にも役立てることが盛り込まれている。また、第 3 条では、政府及び地方公共団体の任務を規定して、地方公共団体が、地域の価値ある文化財を指定できるようになり、「文化財保護」の地方分権も図られた。

その後、「文化財保護法案」は、時代の風潮を反映して、改正を幾度も重ねていくことになる。

最初の大きな改正は、昭和 29 年(1954)に実施された。無形文化財に関しては、重要無形文化財の指定制度と、重要無形文化財の保持者の認定制度（人間国宝）が設けられた。また、地方公共団体の役割を明確化するため、条例による文化財の保護に関する規定が新設された。

昭和 50 年(1975)の改正は、1960 年代の高度経済成長による都市化や農村部の過疎化による農村風景の変貌が背景にある。特に、経済の発展に伴う国土の開発は、日本各地の古い町並みがなくなり、伝統的で歴史ある建物を破壊され、埋蔵文化財の排除も進んでいった。これに対して、市民や専門家による反対運動が盛んとなる。町並みなどの伝統的景観の保存の動きは、国よりも、古都と呼ばれるような地域を中心に、海外の手法なども参考にして、地方で先行して保護条例が制定された。それらを受けて、この改正では、重要伝統的建造物群保存地区の制度が創設されて、文化財の単体保存ではなく、歴史的環境を含む「面的な保護」の整備がおこなわれた。なかでも、重要文化財が国の指定によるものであることに対して、市町村が都市計画または、条例で伝統的建造物群保存地区を決定し、国がそれを選定するという形になったことは、一層、地方への権限移譲を進めたこととなった。また、改正に先立ち、昭和 43 年(1968 年)

には、文部省の外局として、新たに「文化庁」が設置されて、文化行政が一元化されている。

1980年代に入ると、農山漁村の過疎化と高齢化が一層進み、地方からの若者の流出、後継者不足により、伝統的な民俗芸能、行事、祭りが消滅する事態が全国各地で進んでいった。一方で、地域の文化資源をいかしたまちづくりへの関心が高まり、地方での文化遺産の活用の試みも注目されるようになった。平成4年(1992)には、日本が世界遺産条約に批准したことで、近代の遺跡である原爆ドームを世界遺産へ推薦する運動が起こり、国際的な流れのなかに日本の文化財保護も位置づけられるようになった。それらを受けて、平成8年(1996)の改正では、建造物に関する登録有形文化財制度の導入、指定都市等への権限委任及び市町村の役割の明確化、重要文化財等の活用の促進が盛り込まれた。登録制度は、建造物のうち指定物件以外のもので保存及び活用が必要なものを文部大臣が登録するもので、保護の範囲が多様化されていったといえる。

次の改正となる平成16年(2004)に向けては、中央省庁再編などの動きと連動が見られる。文部科学省が設置されるとともに、文化庁に関しても、各種審議会が統合された文化審議会が設置された。平成14年(2002)の文化審議会の答申⁵では、棚田や里山のような文化的景観や産業的遺産、生活用具などの保護が新たな課題であると指摘された。また、世界遺産で取り入れられた「文化的景観」の概念の導入も検討が進められた。これらを受けて、改正では、登録制度の対象を従前の建造物に加えて、建造物以外の有形文化財、民俗文化財、記念物にも拡充し、また、文化的景観を文化財の一種として位置づけたうえで、重要文化的景観の制度が設けられた。

そして、2018年6月に「改正文化財保護法」⁶が成立して、2019年4月に施行された。改正のポイントは、市町村レベルでの民間団体との連携による文化財の保存・活用の推進を目的としたものである。文化財の活用については、「観光立国推進閣僚会議」(2018年6月)において、『保存を優先する支援』から『地域の文化財を一体的に活用する取り組みへの支援』が示されて、2020年までに、文化財を活用した「1000事業の実施、200拠点の整備」が目指されている。文化庁は、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するためには、地域の文化財など歴史的資源を中核とした観光拠点形成を推進することが重要と表明している⁷。

文化財の改正の歴史を辿ることで、2019年の改正が、観光立国実現に向けて、地域の「文化財」を「観光活用」することが、国をあげての課題となってきたことがわかる。しかし、ここまで、「文化財を取り巻く社会環境」を整理してきたように文化財の活用の前提となる文化財の価値についての考え方は、時代の背景に影響されるとともに多様でもある。そのために、地域住民を中心とした多くのステークホルダーの合意形成が必要となる。

文化財の観光活用を前提とした合意形成は、「文化財」が地域の「宝」であるがゆえに、易しいことではない。本論文でテーマとする「廻船問屋瀧田家の観光活用」についても、今後の研究を進めて、様々な角度から検証する必要性があると考えているが、まず、ここでは、「瀧田家」の観光活用の課題と可能性を整理することを目的としたい。

2. 常滑市指定有形文化財「廻船問屋瀧田家」の観光活用の検証について

2006年に制定された観光立国推進基本法では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成として、史跡、名勝、歴史的風土や優れた自然の風景地、良好な景観、文化、産業といった観光資源を活用し、地域の特性を活かした観光地の形成が必要であると規定している。

しかしながら、文化的な資源は、その価値を維持、継続するための投資があってはじめて、観光資源としても活用できるものであり、いわゆる凍結保存では、その価値を広く知らしめることは難しい。歴史的建造物の保存においては、地域住民にとって、経済的な負担を伴うものとなったり、生活の不便さを引き起こすこともある。また、活用したからといって、直接メリットを受けないことも多い。そのため、歴史的価値の保存と活用に関する住民の合意形成を得ることが重要である。

このような観光の実態を明らかにし、観光関連事業の産業構造や他の産業との関連性を客観的に把握するため、文化的な資源を活用した観光の経済効果に関する調査研究は、諸外国においては、広く検証されている。しかし、日本においては、吉野ヶ里等の遺跡観光の影響に関する調査研究⁸や、滋賀県長浜市⁹の観光実態分析などいくつかの研究が行われているものの、必ずしも多くの研究成果があるわけではない。また、観光実態および産業構造には、地域的な条件の違いも大きいと考えられることから、個別の地域ごとにより確度の高いデータに基づく検討が必要である。

本論文での検証は、「廻船問屋瀧田家」の観光活用について、今後の研究の継続を視野に第1期と位置づける。ここでは、「瀧田家」を中心とした地場産業、窯業の集積地区である「やきもの散歩道周辺地区（以下、散歩道地区）」の成り立ちの背景を、まずは整理して、「散歩道地区」に訪れる人のニーズ調査、地域住民の聞き取り調査などから観光活用に関する課題と可能性を検討する。

2.1 愛知県常滑市の概要

愛知県常滑市は、知多半島の中央部に位置する人口5万9010人（2020年12月現在）、面積55.9km²の農漁業と窯業を主な産業とするまちである。人口は、1975年から2000年までの25年間で4000人以上減少したものの、2005年の中部国際空港セントレアの開港に前後して、増加に転じて、年1000人前後の微増が続き、まもなく6万人に達しようとしている。

南北15kmの海岸線を有して、北部の鬼崎漁港、南部の小鈴谷漁港などにおいて、漁業が営まれ、海苔養殖やあさりなどが有名である。田園風景が広がる内陸地では、米や野菜、イチゴ、イチジクなどの栽培が盛んである。近年では、国家戦略特区の認定を受けた卵農家とぶとう農家が6次産業化に取り組み、レストランをオープンして活況を呈しているほか、常滑市が中心となった第一次産業従事者と観光関連事業者との協議会による「農泊事業」が、農水省の農山漁村振興事業にも採択されて、鬼崎漁港での着地型観光や特産品の開発などが進められているなど、第1次産業と観光の融合についても、積極的な展開をみることができる。



卵農家のココテラス



ぶどう農家のサンセットウォーカーヒル

全国的にも知名度が高い窯業は、明治時代から昭和初期にかけて、土管、鉢、茶器といった製品の需要拡大に伴って大きく成長した。第2次世界大戦を経て、1990年代後半まで、規模は拡大したが、バブル崩壊の不況により、出荷額の下降の一途を辿り、後継者不足等もあり、造り手も年々減少している。現在の常滑の窯業は、株式会社リクシル傘下のタイル、衛生陶器のブランド名となった INAX（1921年に創業した伊奈製陶所を起源とする）のような大手企業と工芸品や日用品を生産する中小・零細企業という2極構造になっている。特に、産地問屋を通じて、家族単位で生産を受注している零細企業が産業の中心となっており、生活文化の変化に伴う消費者ニーズの多様化、廉価な輸入品の増加により、事業の継続さえ厳しい事業者も多い。

なかには、まだ数は少ないが、問屋に頼らず、ネットなどを通じた直接販売の拡大や、消費者ニーズを捉えた新しい常滑焼の開発、さらには、海外販路の開拓などに積極的な生産者もいる。その代表格が山源陶苑である。1967年に創業した山源陶苑は、問屋の下請けとしての業務用の甕を製造していたが、産地が衰退し、厳しい状況が続いた。3代目鯉江優次さんは、商社勤務の経験から常滑焼の可能性を確信しており、デザイナーらと組み、10年がかりで素焼きの茶器をパステルカラーで仕上げた自社ブランド「TOKONAME」を立ち上げた。2015年には倉庫を改装して、ショップ、カフェ、体験教室が併設された「TokonameStore」をオープンして、若い世代や海外の顧客にも好評を得ている。鯉江氏の「生産者が販売価格を決めることができるようになることが重要」という言葉が、地場産業の命運を決める大きな要素になるであろう。



TokonameStore 鯉江優次社長（中央）



鯉江社長が展開するパステルカラーの常滑焼

2.2 「常滑焼」について

「常滑焼」は元々、常滑市を中心として、知多半島全域で焼かれる焼き物を指し、12世紀初頭から16世紀に至るまで「中世常滑窯」と呼ばれる広域な生産地であった。

六古窯日本遺産活用協議会によれば、「中世常滑窯」では、椀や皿類、壺、甕、鉢類を中心に、瓦や羽釜など多様なやきものを生産しており、築かれた窯は、3000基以上存在していたと考えられており、中世最大の生産量を誇っていたといわれている。

その後、中野晴久（2013）によると

知多半島の丘陵地では、ほぼ全域にわたり窯業生産が継続されるのであるが、南北朝時代に大きな画期を迎えたと考えられる。知多半島域にひろがっていた陶器生産活動が急速に姿を消し、旧常滑町域にのみ残存するようになる動向が認められるのである¹⁰。

このように1300年代から徐々に、現在の常滑市エリアへの窯業の集積が始まったと考えられる。それらの歴史の蓄積によって、常滑市の常滑焼は日本の代表的な焼き物として知られ、瀬戸焼、越前焼、信楽焼、丹波焼、備前焼と並ぶ六古窯のひとつとなっている。常滑の「常」は「床」を意味している。「床＝地盤」が「滑」らかである土地、つまり粘土層などが発達し、窯業に向いている土地だったことがうかがえる。

2.3 「やきもの散歩道」の概要

現在、窯業を営む生産者は、常滑市内に点在するが、なかでも「散歩道地区」エリアは、最も窯業が盛んだった昭和初期の頃の風景を残す産業集積地であり、今でも黒塀の工房の姿を見ることができる。

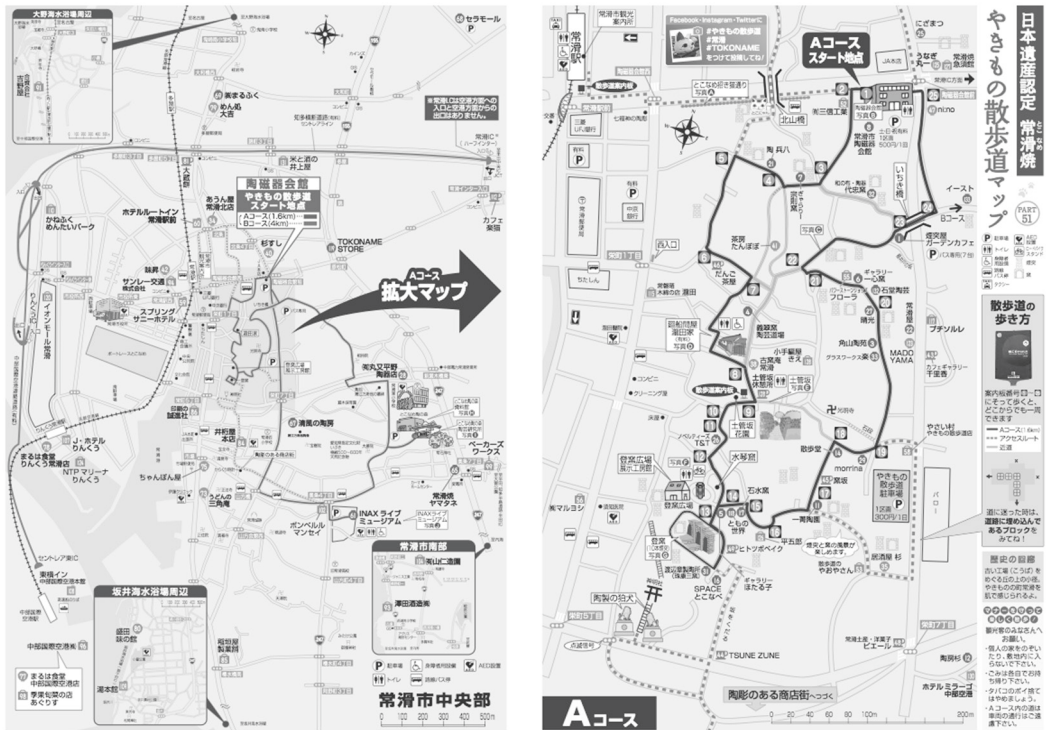


散歩道地区の陶芸工房



カフェ、雑貨屋として再利用されている建物もある

「散歩道地区」は、名古屋鉄道常滑駅の南東に、東西1km、南北1km強の範囲に広がり、小高い丘陵地に位置する（図2）。地区内は、急勾配の坂が多く、細い道が張り巡らされて、独特の景観を形成している。



(図2) 常滑観光協会作成「やきもの散歩道マップ」

※本論文では、右図の「陶磁器会館西」「栄町5丁目」「栄町7丁目」「陶磁器会館前」交差点に囲まれた地域を「やきもの散歩道周辺地区」としている。

現在の「散歩道地区」の景観からは、常滑の窯業の栄枯盛衰も感じることができる。明治時代には、土管の需要が急増して、「伊奈製陶」を代表とする常滑製の製品が全国に流通して、昭和30年代には、数百社が常滑で土管の生産をしていた。当時は、生産のために使われていた煙突は、市内に400本以上あり、黒煙が空を覆っていたという。しかし、1960年代後半から、土管の素材が、コンクリートや塩化ビニールに変わるとともに、窯からのぼり立つ黒煙が、1968年に制定された大気汚染防止法により規制の対象となったため、土管の生産は急速に縮小されていった。

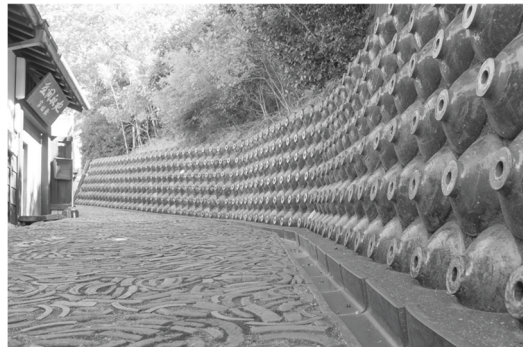
また、大正時代に、日本で需要が拡大した焼酎の入れ物も常滑では、生産が盛んで、昭和10年代前半には年間50～80万本の生産が続いていた。しかし、戦後は、清酒の人気とガラス瓶などの代替品が登場して、1960年代前半頃には、焼酎瓶の生産は打ち切られた(「常滑の焼酎瓶」展／とこなめ陶器の森資料館より)。

散歩道地区の特徴は、これら生産されなくなった土管や焼酎瓶が、傾斜地の土留めや家屋の壁に利用されていたり、陶器の破片なども、滑り止めのために歩道に埋め込まれていることだ。常滑焼は、強度が強いため、家屋の土台としても利用された。さらには、町並みには、黒塀の

工房だけでなく、使われなくなった煙突などからも隆盛を誇った産業の面影を見る事ができ、散歩道内の景観を形成している。



散歩道を代表する景観の土管坂



焼酎瓶が壁になっているでんでん坂



利用されなくなった煙突の残る風景



陶器が埋められた散歩道の小径

2.4 「やきもの散歩道地区」の観光まちづくり

現在では、年間 27 万人の観光入込客数（2016 年／常滑市地域再生計画調べ）を誇る「散歩道地区」であるが、成り立ちは、前述のように、観光地整備が先行したわけではなく、産業集積地としての遺産が、自然的に町並みを形成していったと言える。

一方で、1970 年代には、高度経済成長期のレジャーブームも相まって、明治から昭和の雰囲気の色濃く残す散歩道の町並みは、メディアでも多く取り上げられて、全国にも広く発信されることとなり、多くの観光客が訪れるようになった。しかし、この散歩道内は、工房だけでなく、住宅も混在している生活の地であり、地域住民、観光客の双方から、多くの要望や苦情が、市役所や観光協会に寄せられた。エリア内は、車も入れないような細い道が網の目のように広がっており、家屋の敷地と公道との仕切りがなく曖昧なところが多い。観光客は、道に迷い、つい家屋の敷地内に入ってしまいうことも多かった。また、観光客にとっては、絵になる風景が多く、家屋内にカメラを向けてしまい、プライバシーの侵害に繋がる事態も多く発生した。

それらの課題に対応すべく、地域住民有志や常滑青年会議所が話し合いを重ねて、1973 年か

ら数年かけて、観光客向けの散策路「やきもの散歩道（A コース・B コース）」(図 2) が整備されていった。

玉井・久隆（1999）は、常滑の「散歩道地区」を中心とした観光まちづくりについて、

地場産業である窯業と密接した関係を持ち、歴史的に育まれた窯業を主体とした生活背景の場（空間）を活用したまちづくりがなされていることが判った。（中略）観光客増加による地域問題解決のため住民主体で解決を目指した。また、その解決方策として「やきもの散歩道」という空間整備がなされ、さらなる観光振興へとむかった。

と述べており、初期の観光整備は、地域住民有志が主体であったと分析している¹¹。

その後、散策路「やきもの散歩道」のルート設定において、常滑市所有の「常滑陶磁器会館」をスタート地点することや、1982年に、国の指定重要指定民俗文化財に指定された「登窯」を見学施設として整備する中で、常滑市、常滑市観光協会といった行政も、観光まちづくりに積極的に加わり、1987年には、愛知県と常滑市が共同で取りまとめた「やきもの散歩道周辺地区における景観基本計画」策定された。

坂本・松浦・浦山（2006）の分析¹²によると、「散歩道地区」の観光入込客数は、1983年に1万人を超え、1987年には2万人、1900年代は毎年増加を続けて、空港が開港する前年の2004年には、7万人を超えた。また、店舗の出店も、1995年を境に急激に増えて、1970年代の数店から2000年には30店、2005年には60店を超えたとある。

そして、空港の開港、それに伴う周辺施設の開発を経て、現在の観光入込み客数27万人に至るのである。この「散歩道地区」の中心部に位置するのが「廻船問屋瀧田家」である。

3. 常滑市指定有形文化財「廻船問屋瀧田家」について

3.1 「廻船問屋瀧田家」概要

「廻船問屋瀧田家」は、瀧田家が、廻船経営を始めた4代目金左衛門（1856年没）の晩年の江戸時代末期に建造された住宅である。瀧田家は、廻船問屋からは1883年（明治16年）頃に撤退するものの、その後も木綿問屋を営み、瀧田家末裔が住居としていたが、8代目英二の子供達が、常滑の地を離れて暮らしていたため、空き家となり建物も朽ち落ちていた。1994年に瀧田家より常滑市が住居を譲り受けることとなり、常滑市は、1989年の「ふるさと創生1億円事業」を活用して、官民協働でまとめた「やきもの里陶都ピア21整備計画」に沿って、復元整備が行われ、2000年4月に資料館、見学施設として一般公開されることとなった。

また、復元された施設のうち、主屋、土蔵、離れが、常滑市の「指定有形文化財」となっているほか、敷居内には、「やきもの散歩道」のAルートにもなっている瀧田家庭園敷地内に、休憩所が新設された。



廻船問屋瀧田家主屋



廻船問屋瀧田家離れ

3.2 常滑市指定有形文化財「廻船問屋瀧田家」の管理・運営について

2000年に常滑市による復元を終え、一般公開されてからの管理・運営は、常滑市役所商工観光課が直接担った。2009年4月からは指定管理者制度が導入されて、常滑市観光協会常滑市部¹³が受託した。2009年度の事業実績は、入館料300円（庭園は、やきもの散歩道Aコースのため無料）で、入場者数は15,703人で、収入は約356万円である¹⁴。指定管理制度は、指定管理費で、運営の人的費、保守の修繕費をまかない、利用者増を目指す催事の実施は、入館料収入を元手とした自主イベントとなるたてつけである。

指定管理者制度が、導入されたこの年の自主イベントは、

〈企画展〉明治大正期の常滑～瀧田家に伝わる文書・作文から～（主屋2階）、吟行会（離れ）

版画展（主屋地下石積み部屋）

〈来場者サービス〉呈茶・新春ぜんざい

〈連携事業〉産業観光スタンプラリー、とことこバス等

〈施設利用〉常滑高校作品展示、愛知アートの森作品展示

などが実施されている。

この後も、毎年、同様な催事企画が実施されているが、文化財の新たな活用にまで踏む込むほどの内容はなく、制約と限界が感じられる。

2018年には、施設のさらなる活用を目指して、常滑市役所商工観光課による指定管理者の公募が実施されて、株式会社新東通信及び一般社団法人ボンドが受託した。一社ボンドには、筆者も参画しており、「瀧田家」の観光活用については、これまでに、施設説明書の多言語化、季節ごとの展示物の解説書の作成、自主イベント時の無料開放による入場者数の検証などを進めてきた。その成果をもとに、常滑市役所とともに、多面的な側面から協議している段階である。

それらの検証のひとつの試みとして、昨年度、「散歩道地区」外から訪れる人たちの観光ニーズ調査を実施した。

4. 「やきもの散歩道周辺地区」の観光ニーズ調査について

4.1 調査の方法

常滑市は、農水省の「農山漁村振興事業」の事業地域として採択を受けており、この事業のなかでも「農泊推進事業（以下、農泊事業）」について、市内の生産者とともに農山漁村（常滑市は農業と漁業生産者）における所得向上や雇用増大に取り組んでいる。この事業項目には、「廻船問屋瀧田家の高付加価値活用の検討」が含まれている。「瀧田家」主屋もしくは、離れを舞台として、地元生産物を中心とした食事などが楽しめる施設としての活用を検討する内容である。筆者は、この事業を受託している常滑市役所を中心とした「とこなめ農泊観光推進協議会」の事務局長を務めており、協議会が、2020年10月3日（土）4日（日）に実施したアンケート調査にも立ち会った。アンケート調査は、「瀧田家」敷地内の庭園で開催された「鬼崎海苔の新商品試食会」の参加者への聞き取り形式で実施された。

4.2 調査の概要

調査協力者は、総数 220 人、男女比は 46 : 54 で、20 歳代以下が 12%、30 歳代が 30%、40 歳代が 16%、50 歳代が 26%、60 歳代以上が 26%であった。在住地は、常滑市が 10%、常滑市を除く知多半島内が 16%、名古屋市内が 23%、知多半島と名古屋市を除く愛知県内が 36%、愛知県外が 15%であった。また、「常滑やきもの散歩道」への訪問回数は、初めてが 39%、2 回目が 24%、3 回以上が 37%という構成となった。

4.3 回答のまとめ

アンケートでは、「散歩道地区」に関する
設問 1

「やきもの散歩道」をより楽しむには、どんな施設が必要と思われますか？

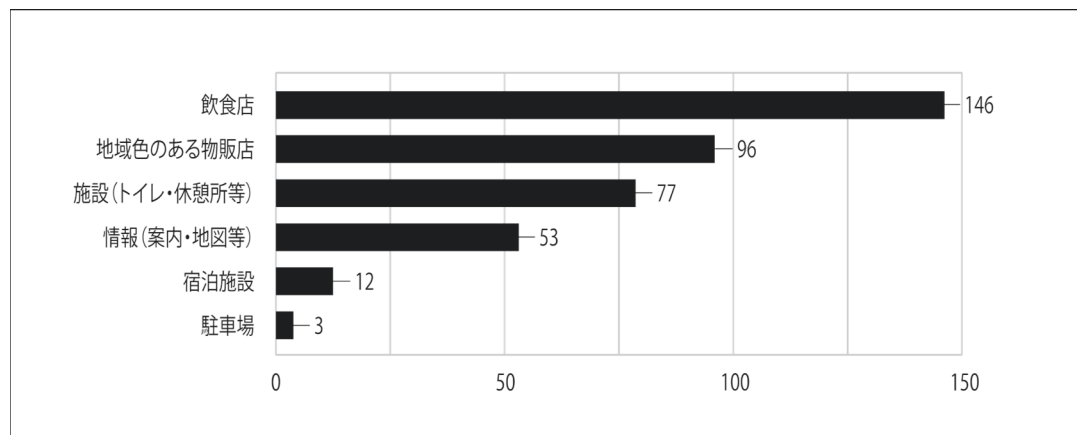
設問 2

「やきもの散歩道」にどのような要素（また守ること）があれば「また来たい」と思いますか？

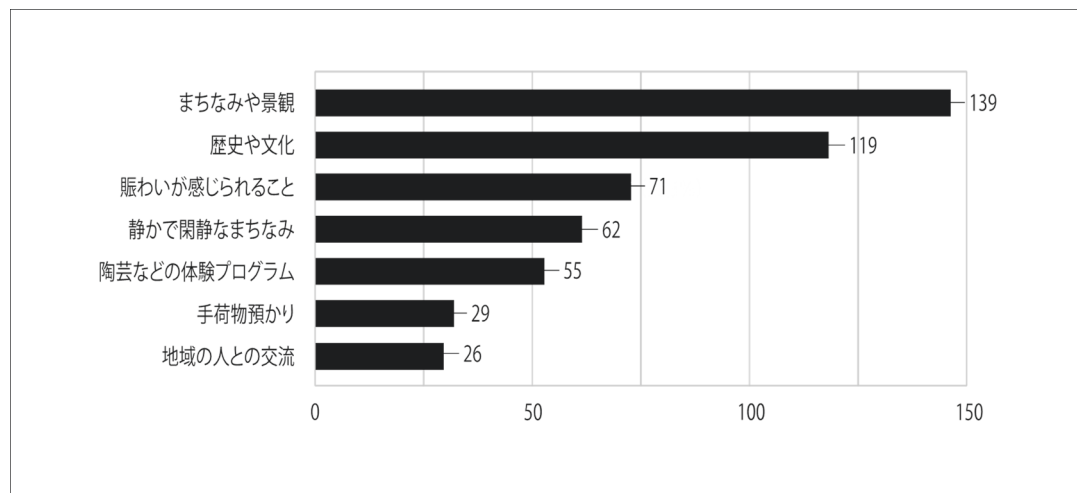
という 2 つの質問を複数回答選択及び自由回答で聞いた。選択の回答例は、常滑観光協会に、要望・問い合わせの多いものを設定した。

結果は、設問 1（表 1）については、圧倒的に飲食店、（地域のものが買える）物販店の要望が多く、自由回答では「お金を落とすところがない」という声も聞かれた。続いて、トイレ・休憩所等の施設、案内、地図などの要望が多く、観光客の受け入れの整備不足も明らかとなった。設問 2（表 2）については、「まちなみや景観の美しさ」と「歴史と文化が感じられること」をそれぞれ回答者の半数があげており、現在のまちなみを維持していくことの大切さを改めて認識できる結果となった。

設問 1 (表 1) 「やきもの散歩道」をより楽しむには、どんな施設が必要と思われますか？



設問 2 (表 2) 「やきもの散歩道」にどのような要素(また守ること)があれば「また来たい」と思いますか？



地域外からの来場者からは、このような結果が出ているものの、一方で、常滑市観光協会には、「散歩道地区」内の住民からは、

- ・家屋敷地内に侵入してくる観光客が多く、「侵入禁止」看板を作って欲しい
- ・家屋内もカメラ撮影されて困る。注意喚起して欲しい。
- ・家屋内を観光客に覗かれる。
- ・城内の飲食店が、夜の営業をすると騒がしい。

などの苦情が寄せられている¹⁵⁾。ここ数年は、外国人観光客が増えており、その対策ができていないことも原因のひとつだが、約 50 年前の地域内の整備の要因が、今でも変わらない課題であることも念頭に置く必要がある。

6 文化財の観光活用の課題

現在、「文化財」に関する政策は、観光立国を背景に「観光活用」の側面が注目されているが、地方自治体にとっては、まだ、大きな戸惑いがあると感じられることが多い。

県内に数多くの文化財を有する奈良県の荒井正吾知事は、

文化財は、公共物なのに一部の研究者が囲い込み、教育委員会だけが保存を担ってきた。文化財の保存は、優先されるべきだが、その情報を発信し、活用も議論すれば、どう扱うべきかもっと公正な判断ができる。

と指摘している¹⁶。奈良県では、文化財保護法改正に先駆けて、活用を強化するため県庁内の文化財関係部署を、文化財保存課を教育委員会から知事部局へ移す組織改革をおこなった。これまでの「保存」と「活用」を対立させてきた古い手法から抜け出すことを目的としている。行政内でも、文化財活用に対する考え方や様々な意見があることが見受けられる。

また、日本歴史学協会や文化財保存全国協議会などは、文化財保護法の改定前の2017年に、「文化財の改定に対して、より慎重な議論を求める声明」を発表した。この声明のなかでは、「儲かる文化財とそうでない文化財という価値序列を創出しかねず、地域の文化・教育にとって特に重要な文化財であっても、短期的かつ金銭的な利益を生まなければ顧みられなくなる恐れがある」と指摘している。地方の衰退が著しく、地域に残された文化財は、深刻な危機に直面しており、人材や資金の余裕の全くない地方の小規模自治体において、危機を解決する施策の実施が危惧されるとして、改正の議論が拙速すぎると批判している¹⁷。確かに、地方の人口減少などによる、地方自治体の財政逼迫により「文化財」の保守・管理さえも厳しい状況のなかで、金銭的価値を生むものが優れた文化財となってしまう危険性もあるだろう。

また、「観光活用」のための初期投資、運営のリスクを誰が取るのかという問題もある。「活用」を掲げても、担い手が見つかるかも大きな課題である。

その課題に対して、兵庫県丹波篠山市の「集落丸山」を始め、日本各地で、古民家、町屋なども含む歴史的建築物を活用した地域活性、宿泊事業を展開している「一般社団法人ノオト」の金野幸雄代表理事は、

文化財、古民家などの歴史的建築物を再生するイニシャルコストを自治体が負担する「公設民営」で臨めば、事業者の負担はランニングコストだけになり、民間事業者として、自立することが可能です。

として「公設民営」という公民連携のあり方を提唱している¹⁸。行政が所有する施設の運営について、まず、活用提案の事業コンペを実施して、指定管理者を選定する。その活用提案に基づいて、行政が初期費用を負担してリノベーションして、指定管理者が、事業収益から運営・

管理コストを負担し、行政は、指定管理料を負担せずに、運営を代行させる方式である「活用型指定管理方式」をひとつの解決策として示している。しかし、その場合でも、事業契約は5年が一般的で、事業の長期展望は描けず、「一社ノオト」のようにノウハウのある事業者でない限り、リスクは大きい。また、地方自治体が、イニシャルコストを財政から負担するうえで、「観光活用」の意義を、地域社会に対して、説明できるかというハードルは極めて高いと言わざるを得ない。

文化財の観光活用という号令をかけるだけでなく、文化財運営を取り巻く事業者のあり方や地域住民の意見の集約を早急に進めていく仕組みを確立することは喫緊の課題である。

7. おわりに

「文化財」を取り巻く環境は、地方の衰退、地方自治体の財政逼迫というなかで、益々、活用の議論が進むことは間違いない。「文化財の観光活用」を研究テーマとするうえで、筆者にとっても「廻船問屋瀧田家」の運営に携わることは、研究と実践の「場」として貴重な機会となると認識している。

「廻船問屋瀧田家」の「観光活用」については、常滑市が、復元時に新設した敷地内の庭園にあり、文化財ではない「瀧田家休憩所」の観光活用から始める予定である。地元で6次化産業を試みる農家や酒蔵と連携して、地元産品を扱うセレクトショップへのリノベーションを予定している。地域住民に理解を得るためには、地域住民の目に見える形で方向性を示すことが大切だと考えている。

「瀧田家」が、散歩道地区の地域資源として観光活用がなされたとき、地区自体の価値を高めることが可能になるはずだ。そのためには、住民の合意形成が必要であり、そのための検証材料の蓄積を継続していくことが重要である。しかし、時間は限られている。

垣内(2011)は、文化財は人々の生活や営為と切り離すことができないため、それぞれの利害をどう調整していくのが重要だとしたうえで

こういった価値は市場で直接取引されないために明示されることはまれである。そしてこのような貨幣的価値への換算が難しい財やサービスの場合、過小供給につながりやすく、市場に委ねてはいずれ消滅していくおそれがある。

と指摘している¹⁹。

確かに、「廻船問屋瀧田家」を中心とした、常滑の窯業の歴史と文化を映し出す「散歩道地区」の風景は、危機的状況とも言える。例えば、「散歩道地区」内の人気スポットである巨大な招き猫「とこにゃん」のすぐ裏手の一角には、陶器工場、飲食店、ギャラリーなどで構成される木造に土壁の大正時代に建造された大きな工房群があったが、今は、全ての店舗が空き家となっている。さらには、「散歩道地区」内でも唯一、飲食店が集積している「暮布土屋通り」の工房

の風景の核となっていた「窯や」も廃業となり、空き家となっている。地元事業者らが保存運動をしているが、敷地が大きいだけに保存、維持の見込みは立っていない。このあたりは、駅に近い区域のため、次々と古民家や工房といった歴史的建造物が、アパートや新しい家屋となっていて、常滑らしい風景が消えつつあるのが現状である。

また、文化庁で、はじめての観光の専門職として文化財調査官を務めている村上佳代氏は、文化財の適切な活用を進めるために、環境系で議論の蓄積のある「キャリング・キャパシティ（環境収容能力）」について、文化財の分野でも専門家を交えて考えていく必要があるとして、下記の3点について、科学的データで客観的に示していくことが、活用可能なラインを冷静に判断するための手がかりになると述べている²⁰。

村上氏が提唱する「文化財の戦略的キャリング・キャパシティ」

- (1) 文化観光による文化財管理に必要なコスト
- (2) 持続可能な文化観光を実現するための訪問数
- (3) 文化財の保護を担保する要領制限

この「キャリング・キャパシティ」のバランスを取りながら、文化財の観光活用が、地域の観光に寄与するとともに、観光振興が文化財の保全につながるような仕組みづくりが急務である。保護と活用のバランスをどうとるかを、行政と民間の間で方向性を共有したうえで協議するとともに、地域住民への説明を続けていくことが重要であろう。

本論文でテーマとする「廻船問屋瀧田家」についても、限られた時間のなかで、今後の研究を含めて、様々な角度から検証する必要があると考えており、研究を継続していくつもりである。

注

- 1 国土交通省観光庁ホームページ「観光立国推進基本法」を参照
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/kihonhou.html> (2020. 12. 20 閲覧)
- 2 デービッド・アトキンソン (2011) 「日本の国宝を守る」講談社 p161、p176
- 3 文化庁ホームページ「文化財」を参照
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/index.html> (2020. 12. 20 閲覧)
- 4 垣内恵美子編著 (2011) 『文化財の価値を評価する』水曜社 p14
- 5 文化審議会「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」(答申、2002)
- 6 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
- 7 文化庁ホームページ「文化財を中核とした観光拠点形成による経済活性化に関する調査研究について」を参照
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/1399987.html (2020. 12. 20 参照)
- 8 澤村明 (2002) 「遺跡保存の経済効果—吉野ケ里—三内丸山を事例に」文化経済学 3-1、p. 374
- 9 垣内恵美子・林岳 (2005) 「滋賀県長浜市黒壁スクエアにおける観光消費の経済波及効果と政策的インプリケーション」日本都市計画学会都市計画論文集 No. 40-1、p30-39
- 10 中野晴久 (2013) 「中世常滑窯の研究」愛知学院大学論集、p214
- 11 玉井明子・久隆弘 (1999) 「地場産業都市における観光活動設計とまちづくりに関する研究」第 34 回日本都市計画学会学術研究論文集、p355
- 12 坂本紳二郎・松浦健次郎・浦山益郎 (2006) 「愛知県常滑市「やきもの散歩道地区」の観光まちづくりにおける店舗集積に関する研究」日本都市計画学会 都市計画論文集
- 13 散歩道地区を主に担当する観光協会の支部。窯業関係者が中心となって構成されている。
- 14 常滑市「行財政再生シート」(2010) より
- 15 常滑市観光協会聞き取り調査 (2020. 10. 2 他)
- 16 読売新聞「モノ語る～糧考研 80 年」(2018 年 6 月 27 日朝刊)
- 17 日本歴史学協会他「文化財保護法の改定に対し、より慎重な議論を求める声明」(2017)
- 18 「新・公民連携最前線」金野幸雄氏インタビュー (2017)
- 19 垣内恵美子編著 (2011) 『文化財の価値を評価する』水曜社 p31
- 20 旅図書セミナー録「文化・文化財の観光活用について～文化庁の取り組み」(2020)

参考文献

- 山崎茂雄編著 (2016) 『町屋・古民家再生の経済学』水曜社
- 佐滝剛弘 (2017) 『登録有形文化財～保存と活用からみえる新たな地域のすがた』勁草書房
- 池田寿 (2019) 『日本の文化財-守り、伝えていくための理念と実践』勉強出版
- デービッド・アトキンソン (2014) 『イギリス人アナリスト日本の国宝を守る』講談社
- 宗田好史 (2009) 『町屋再生の理論-創造的まちづくりへの方途』学芸出版社
- 中村賢二郎 (1999) 『文化財保護制度概説』ぎょうせい
- 村上裕道 (2017) 「文化庁のまちづくり・観光に関わる施策について」(奈良文化財研究所基調講演報告書)
- みずほ総合研究所レポート (2019) 「改正文化財保護法を契機とした歴史的建造物の活用と官民連携手法について」
- 日本政策投資銀行レポート (2014) 「人を呼び、にぎわいを創り出す古民家を活かした地域再生」
- 日本政策投資銀行レポート (2015) 「古民家の活用に伴う経済的価値創出がもたらす地域活性化」